

### 第3回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

▽日 時

令和6年12月4日（水）18：30～

▽場 所

世田谷区役所東棟3階 庁議室

▽出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、明石委員、天野委員、有村委員、池田委員、石渡委員、川松委員、木田委員、児島委員、小橋委員、田中（れ）委員、中板委員、能登委員、平本委員、普光院委員、松田委員、山本委員、吉田委員

▽欠席委員

田中（恭）委員、丹羽委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、河島児童相談所長、工藤児童相談所児童相談課長、中村児童相談所一時保護課長、千葉崎児童相談支援課社会的養護推進担当係長、鈴木保育課保育計画・再整備担当係長

▽資 料

資料1 世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の策定にあたっての考え方について（答申案）

資料2－① 令和6年度における各部会の開催状況について（里親部会）

資料2－② 令和6年度における各部会の開催状況について（措置部会）

資料2－③ 令和6年度における各部会の開催状況について  
（児童虐待死亡事例等検証部会）

資料2－④ 令和6年度における各部会の開催状況について（保育部会）

資料3 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について

資料4 被措置児童等虐待に係る報告について

資料5 意見表明等支援事業の実施状況について

資料6 令和5年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）について

資料7 こども誰でも通園制度について

## ▽議事

嶋津課長

それでは、皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、令和6年度第3回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は議事録作成のために速記者による記録をさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をよろしくお願いいたします。

また、今回は対面とZ o o mを使用しての会議とさせていただいております。御協力、よろしくお願いいたします。

なお、欠席の連絡、事前に丹羽委員から本日は所用のため欠席という連絡をいただいております。

本日、Z o o mで御参加いただいている委員、今、一部まだ入っていない方がいらっしゃいますが、この後、入っていただけるかと思えます。有村委員、池田委員、児島委員、小橋委員、田中恭子委員、中板委員、平本委員、普光院委員、山本委員がZ o o mでの参加ということになっております。御発言の際は挙手機能を使っていただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料について確認をさせていただきます。まず次第、右上に番号が振ってあります資料1から7、あとA4サイズ1枚で答申のかがみ文が皆様のところにつけてございます。不足等がありましたら、事務局までお声がけいただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、保坂区長が急遽欠席となっております。会議の開催に当たりまして、本日、中村副区長より御挨拶を申し上げます。では、中村副区長、お願いします。

中村副区長

こんばんは。副区長の中村です。本来、今日は答申もありますので、区長が出席すべきところ、急遽、欠席となってしまったため、私が代わって御挨拶をさせていただきたいと思えます。

まず、松原委員長をはじめ、児童福祉審議会の皆様には、日頃から世田谷区の子ども政策に御協力いただきまして、この場をお借りしましてお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

重ねて、お忙しい中、今日もお時間をいただいたこと、お礼を申し上げます。

御案内のとおり、世田谷区では、令和2年に児童相談所を設置しまして、もう5年目を迎えることとなります。これも皆さん御存じのところですが、児童相談所を設置するということは、この児童福祉審議会ももちろんですけれども、社会的養護の児童養護施設も里親も、また、認可外保育施設の指導権限も全て、それまで東京都にあったものが区に移管されてくる。このことは世田谷区が世田谷の子どもについては全て責任を持つということであって、そういう覚悟で我々は臨んできました。

ただ一方で、ちょうど1年になりますけれども、去年の12月に認可外保育施設で重大事故を起こしてしまったこと、また、子どもの権利保障という点でも、今、条例改正に着手していますけれども、まだまだ子どものためにやれることは道半ばだと認識もしています。ぜひ今後とも委員の皆様には忌憚のない御議論、また御指導をいただきまして、我々、取組を強化してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

嶋津課長

中村副区長、ありがとうございました。

オンラインの皆さん、声は大丈夫ですか。届いていますか。ありがとうございます。

では、引き続き進めさせていただきます。

それでは、今後の議事につきまして、松原委員長、よろしく願いいたします。

松原委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、審議案件、世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の策定にあたっての考え方（答申案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の策定にあたっての考え方（答申案）について御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

1、主旨でございます。世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）の策定にあたっての考え方について、世田谷区児童福祉審議会のもとに設置しました臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）における審議等を踏まえ、答申案を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2、検討状況につきましては記載のとおりでございます。

3、計画策定にあたっての考え方でございますが、1枚おめくりい

ただき、別紙1を御覧ください。

まず、こちらの答申案ですが、6章構成になっております。

1ページを御覧ください。第1章、計画策定にあたってということで、計画の趣旨や位置づけ、計画期間について記載をしております。

3ページを御覧ください。第2章、世田谷区における社会的養育を取り巻く状況として、児童相談所や子ども家庭支援センターの運営状況をはじめとした区のこれまでの実績、15ページになりますが、アンケート調査結果から見えた子どもの状況として、計画策定に当たり、当事者である子どもに実施しましたアンケート結果を幾つか紹介をしております。

恐れ入ります、22ページまでお進みください。第3章、計画の基本的な考え方として、1、計画の理念・目指す姿を「子どもが権利の主体として置かれた環境や経験にかかわらず、安全・安心に健やかに成長できるよう、地域社会全体で支え育み、『子どもが自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な今を生きることが出来るまち・せたがや』を目指します。」という理念を新たに定め、23ページ目以降に3つの基本的な考え方を記載しております。

27ページを御覧ください。第4章、世田谷区における具体的な取組として、子どもの権利擁護の取組をはじめ、予防型の児童相談行政の推進、児童虐待の未然防止・再発防止と養育環境の改善、一時保護の支援体制の強化、パーマネンシー保障、里親等委託の推進、児童養護施設等の機能強化、自立支援の推進、人材育成・人材確保までの9つの項目を定めております。

以下、項目ごとの現状と課題、今後の取組、資源の整備量について記載をしております。

少し飛びまして、74ページまでお進みください。

第5章、代替養育を必要とする児童数の再推計と確保量として、令和11年度までの区の代替養育を必要とする児童数の再推計を行っております。

82ページ以降になりますが、里親等委託率及び登録数の目標値を新たに設定しております。

最後に、93ページ以降に第6章、参考資料をまとめております。

また、本日、参考までに9月に実施しました区民意見募集の実施結果を別紙2でつけさせていただいておりますので、お時間がある際、御覧ください。

恐れ入りますが、かがみ文にお戻りください。

5、今後のスケジュールでございますが、来年2月に議会報告、3月に計画策定を予定しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

松原委員長

ありがとうございました。

御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

ありがとうございます。全体をよく読ませていただきまして、特にウェルビーイングのところなど、しっかり書き込まれていて、さすが世田谷区だと思って拝見していたところでした。私は、社会的養護のところで里親の委託率、登録数も大事なのですが、リードしている自治体の一つとしては、里親の不調ですよね。それから、その後どうなっているかというところをきちんとケアしていかないといけないと思っていて、その部分を書き込まれている自治体さんはあまり見てはおりません。そういった予期しない措置解除をせざるを得ないような状況であったりとか、その後のお子さん方のケアが結構難しかったりするのです、すごく手当てをしていかないといけないと思うところです。

データから見ると、世田谷だとあまり考えなくていいのでしょうか。それとも、そこはまだあまり求められていないところなのではないでしょうか。私は大事かなと思っているところでございます、お尋ねをしました。

以上でございます。

松原委員長

ありがとうございます。大切な御指摘だと思います。世田谷区も、もう5年たちますから、いろいろな事例を経験されてきていると思うのです。ただ、今日は公開ですよ。ですので、個人情報までは出せないと思いますので、もし概略で何か事務局のほうで御発言があれば、お願いしたいと思うんですが。

事務局

ありがとうございます。

まず、里親の不調の前段の部分になるんですけども、フォスタリング機関が入っております、里親さんの状況、そういった情報もしっかりアセスメントシートを作り込みまして、マッチングに生かしているというところがあります。フォスタリング機関が研修ですとか、そういった担当をしておりますので、その研修での里親さんの情報、状況などもしっかりと把握をした上でマッチングをかけているというような状況になりますので、まず、不調を防ぐというところで対応をしているところではあります。

ただ、どうしても養育をしている中で不調が起きてくるというか、関係性が少しぎくしゃくしてくるということはあるので、その部分に関しましては、里親担当のほうがしっかり里親さんとお話をしたり、子ども担当のほうが子どもから気持ちを聞いたり、また、里親担当と子ども担当とフォスタリング機関が一緒になって今後の対応なども考えて、少し様子が怪しいなと思った時点でしっかりと対応していくということは心がけているところです。

もし解除ということになった場合でも、不調が理由というだけではなく、いろいろな要因の中で解除になった後でも、お子さんもこれでよかったのかなと思うところがあるので、子どもの気持ちをしっかりと聞いていくという部分と、あと、里親さんも、解除になったことで自分たちが何かうまくできなかったのかなと御自分を責めてしまうこともありますので、そういう里親さんのケアですとか振り返りですとか、そういったものは大切にさせていただいているところです。

以上です。

松原委員長

よろしいでしょうか。今、展開されている実践の中に十分先ほどの委員の御指摘は含み込まれているという理解をしました。よろしいですか。

委員

はい、私もそのように理解しました。どうもありがとうございます。

松原委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

委員

御確認になるんですが、こちらの作成に当たってヒアリングした子どもたちへのフィードバック方法を改めてお聞かせいただければと思います。

事務局

ありがとうございます。フィードバックなんですけれども、まず、ヒアリングとアンケートによって子どもから思いを聞かせていただいております。今回、こういった計画の案まで進んだわけなんですけれども、これを子どもに分かるように、かなり簡単にしたものではありますけれども、そこに絵とかを入れながら、あと、皆さんから聞いたことをここに書かせてもらったよということが分かるような形にして、お子さんたちにお送りをするということになっております。

以上です。

松原委員長

それでよろしいですか。

委員

お送りするということは、区の皆さんが直接御説明するとは違うといった方法でしょうか。

事務局

施設のお子さんですとかは、可能な範囲で施設職員と一緒に見て、

子どもが聞いたときには、こんなふうを書いてあるよということを説明してもらったりということはあると思っておりますけれども、区の職員が直接ということについては担当者から御説明いたします。

事務局

子どもへの直接訪問してのというところは今のところ、やれていないんですけれども、先日、児童養護施設に伺いまして、子どもに、こういった写真が載るけれども大丈夫という話を聞いた際に、計画の中身も少し子どもにお話をさせていただきました。そういった形でできる範囲で丁寧にやっていきたいと思っております。

以上です。

松原委員長

個別に返す部分と、あと、大きくまとめて社会的に発信をしていくのと両方していただけるのだろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、お配りしている答申、かがみ文を添えまして、この答申案の内容をもって答申を行いたいと思います。皆様、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松原委員長

ありがとうございます。

事務局のほうは、それでよろしいでしょうか。

嶋津課長

ありがとうございます。

それでは、ただいまより答申に移らせていただきます。恐縮ですが、松原委員長、それから中村副区長は、今、職員が立っているほうに移動していただきたいと思います。オンラインの方は、しばらくお待ちください。

それでは、松原委員長、よろしく申し上げます。

(答申手交・写真撮影)

嶋津課長

ありがとうございます。

それでは、それぞれお席にお戻りいただきたいと思います。

それでは、ここで松原委員長より一言いただきたいと思います。松原委員長、よろしく申し上げます。

松原委員長

かがみ文に書いたとおりなんです、特に世田谷の場合、多様な当事者の方から委員が直接お話を伺った、これはすごく評価できることだろうと思います。委員の御発言にもありましたように、どうやってそれをフィードバックしていくかということも随分中で議論をしました。委員がおっしゃるように、先駆的な区としての中間報告ができたと思います。

今後、生かすということ言えば、この計画が確固たるものとなっ

て、同時に、実践の中でそれが展開されるということを期待したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

嶋津課長

松原委員長、ありがとうございました。

それでは、計画の答申をいただきましたので、中村副区長から改めて御挨拶を申し上げます。中村副区長、お願いします。

中村副区長

ただいま松原委員長から答申をいただきまして、本当にありがとうございます。

この答申をまとめるに当たっては、本年1月に区長から諮問をさせていただいた、この10か月の間に臨時の部会もつくっていただいて、非常に活発な御議論をいただいたと承知しています。

今、委員長からもお話がありました本日いただきました答申については、しっかりと受け止めさせていただいて、実践の中で社会的養護を実現できるような具体的な取組に結びつけていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

嶋津課長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして答申は終了いたします。

中村副区長は、この後、公務がございますので、これにて中座させていただきます。ありがとうございました。

なお、先ほど最初に、オンラインで参加の委員の御紹介ができていませんでしたので、大変失礼いたしました。オンラインで参加していただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、改めて今後の議事につきまして、松原委員長、引き続きよろしくお願いいたします。

松原委員長

次の議事に入りたいと思っております。

初めは、報告(1)令和6年度における各部会の開催状況についてです。

まず、各部会長より順番に御報告いただいて、御意見、御質問は全体の報告が終わった後にまとめて伺うということで、よろしくお願いいたします。

では、里親部会より御説明をお願いいたします。

委員

里親部会について私から御報告させていただきます。

里親部会は、児童福祉法に基づき、世田谷区が里親を認定しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会です。今年度の部会の審議内容につきましては、資料2-①を御覧ください。

まず、1の開催回数です。部会は、年3回開催することとしており、今年度は7月17日（水）、11月8日（金）に開催いたしました。また、第3回目につきましては、年が明けた令和7年3月14日（金）に開催する予定になっております。

次に、2の審議件数です。今年度に諮問を受けた件数は、合計8件になっております。その内訳は、養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する養育家庭が3件、養子縁組を目的として、子どもを養育する養子縁組里親が5件でございます。

なお、審議したうち1件は、養育家庭と養子縁組里親との二重登録でございますので、実家庭数は7家庭となっております。

審議に当たりましては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や、面接を行った児童相談所の職員やフォスタリング機関の職員の方々にも状況を確認するなどしながら、慎重に審議を行ってまいりました。

里親部会は、学識経験者、児童養護施設の施設長、医師などの委員がそれぞれ専門性に基つき、その家庭の養育力向上や子どもが委託されるに当たっての留意点についても御意見をいただき、このような審議結果となっております。

今後も、世田谷区は子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう、里親登録は厳格に行う必要があると考えており、引き続き、慎重な審議に努めてまいります。

最後に、3の令和6年度第3回里親部会についてです。今年度の第3回目の里親部会は、先ほども申し上げたとおり、年が明けて令和7年3月14日（金）に開催を予定しております。現時点での審議予定件数は未定になっております。

また、区内里親の新規登録数等につきましては、参考に記載しております。

報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、続いて措置部会をお願いしたいと思います。

委員

それでは、私から令和6年度における措置部会の開催状況につきまして報告させていただきます。お手元の資料2-②を御覧ください。

措置部会では、児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、世田谷区長からの諮

問を受けて審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助計画の報告などを児童相談所から受けることもございます。

まず、部会の開催回数につきまして、審議、報告案件がない場合に流会となることを除きまして、原則として毎月開催することとしており、令和6年度は、資料に記載のように、11月28日現在で8回開催しております。

審議及び報告件数につきましても、資料に記載のとおりですが、令和6年度は11月28日現在で審議9件、報告1件を受けております。

事例の種別及び内訳につきましては、件数の下に記載しております。

なお、審議案件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告をさせていただきます。資料の裏面へお移りください。

措置部会は、児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から被措置児童等虐待の対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることができるとされております。令和6年度は、11月28日現在で区へ2件の通告がございました。いずれの案件についても、区から報告を受け、虐待該当として区の調査等対応を認めております。

なお、当該施設に対して再発防止の取組を求めることについても、区から報告を受け、適当と認めております。

被措置児童等虐待に係る対応については、後ほど担当課である児童相談支援課から報告があります。

次に、令和6年度の改正児童福祉法施行を受けて開始した児童からの申立てへの対応実績でございます。令和6年度は11月28日現在で1件の申立てがございました。申し立てられた内容については資料に記載のとおりですが、区が委嘱した弁護士である子どもの権利擁護調査員が児童及び児童相談所に調査を行い、措置部会に報告されております。報告を受け、部会として児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付しております。

措置部会からの報告及び説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、児童虐待死亡事例等検証部会、よろしく願いいたします。

委員

よろしく願いいたします。資料2-③になります。児童虐待死亡

事例等検証部会の説明をさせていただきます。

開催の状況ですけれども、令和6年の11月26日にオンラインで1回開催しております。その際の議事ですが、令和5年度の事例収集結果及び事例検証についてということになっております。

別添の資料に基づく児童虐待死亡事例等検証部会検証実施基準に基づいて、年度初回到検証対象を選定する事例について検証しましたが、令和6年度中は該当事例がないということです。したがって、令和6年度については即時検証に該当する事例が発生しない限り、検証は実施しないものとしたします。

報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、最後になります。保育部会よりお願いいたします。

委員

保育部会の報告をさせていただきます。

資料2-④を御覧ください。

保育部会では、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。

審議の内容は、保育施設の整備着手前に、その計画の認可基準への適合状況について確認する計画承認と、開園前に再度、認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。審議では、認可基準への適合状況の確認だけでなく、公認会計士の委員から、財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する視点から、事業決定時の附帯条件等への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行っております。認可後、運営の引き継ぎ後も改善に向け取り組んでいただくよう、保育部会としても連携してまいります。

さて、令和6年度の保育部会の開催状況ですが、第1回を令和6年9月18日に開催し、認可移行に関する計画承認1件、喜多見こどもの家ですね。それから、運営法人の変更に関する計画承認及び認可2件について審議し、適当との審議結果としております。

また、報告事項の(1)の世田谷区内認可外保育施設における重大事故検証委員会の検証結果及び区内認可外保育施設等における安全な保育に向けた取組みについてに関しまして、本年2月に設置された重大事故検証委員会においてまとめられた検証報告書の概要について説明があり、検証結果を踏まえた区の実践について、施設の人材育成等支援の強化、施設に対する指導監督、保育サポート体制の強化のほか、0歳児クラスの年度途中での受入れ環境の改善など、順次取組みを進めているところであることの報告を受けております。

報告事項(2)の保育待機児童にかかる緊急対策の取組みについてに  
関しまして、今後も一部の地域や年齢において保育の需要数が供給数  
を上回る見込みがあることから、まずは令和7年4月入園に向けて、  
既存保育施設の弾力化による定員拡充をはじめ、私立認可保育所分園  
を3園整備するなどの保育待機児童対策を実施すると報告を受けて  
おります。

その他の取組みとして、0歳児クラスの入園機会の均等を図るた  
め、令和7年度から区立保育園における4月入園の受入れ枠の一部を  
10月入園の受入れ枠に振り替える定員調整を行うとの報告もござい  
ました。

報告事項(3)のこども誰でも通園制度についてに関しましては、本  
日の報告案件(6)として事務局より内容の説明を行いますので、私か  
らの報告は省略させていただきます。

なお、今後については、令和7年3月に第2回を実施予定でござい  
ます。引き続き、保育部会では、子どもを中心とした保育が実現でき  
るよう審議を行ってまいります。

保育部会からの御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、報告内容について御意見や御質問がありましたら、お受  
けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

私のほうから1点、事務局に質問してよろしいでしょうか。

里親部会は、かなり個人情報が多いので、基本的に対面でやってお  
ります。その他の部会の原則とか、あるいはもし遠隔をやる場合には、  
情報セキュリティの問題をどう処理されているのか教えていただき  
たいんですけども。

事務局

基本的には措置部会も、死亡事例の検討部会も、事例を扱うに当た  
りましては対面で行うということになります。

松原委員長

今後、保育部会も重大事例とか不適切保育が出てくると、個人情報  
が入ってくると思うんですね。

事務局

今お話のとおり、保育部会では重大事故の検証等を行うこともござ  
いますので、基本的には対面で行っているような状況でございます。  
審議案件等の内容によっては、オンラインということもあり得るかな  
と思いますけれども、お話のとおり、セキュリティ等の影響もござい  
ますので、対応をきちんと考えた上で委員の方々とも御相談しなが  
ら、開催は決めていきたいと思っております。

以上です。

松原委員長            ありがとうございます。ほかの3部会は、同じ理解でよろしいん  
でしょうか。

事務局                はい。

松原委員長            ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
4部会まとめて、これで御報告を受けたという扱いにしてよろしい  
でしょうか。  
それでは、本件については以上とさせていただきます。  
次に、報告(2)一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例に  
ついて、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局                世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例につい  
て御説明いたします。資料3を御覧ください。  
こちらの資料は区議会報告をしたものですが、これに沿って御説明  
をさせていただきます。  
1、主旨でございます。令和6年4月に施行された改正児童福祉法  
第12条の4第2項において、都道府県は、ここには児童相談所設置市  
である世田谷区も含まれますが、一時保護施設の設備及び運営につい  
て条例で基準を定めなければならないとされたことから、条例を制定  
するものでございます。  
2、条例の内容でございます。(1)概要にございますとおり、条例を  
定めるに当たって、従うべき基準及び参酌すべき基準が一時保護施設  
の設備及び運営に関する基準として、こども家庭庁から示されてお  
ります。世田谷区においては、原則こども家庭庁から示された基準と同  
様の内容で条例を定めることとしております。  
(2)定める項目でございます。最低基準の向上、一時保護施設の一般  
原則、非常災害対策など、記載の項目に関して基準を定めることとし  
ております。  
なお、米印にございますとおり、世田谷区のほかの施設の基準条例  
の構成に倣い、非常災害対策、設備の基準、職員及び夜間の職員配置  
の一部については条例ではなく、施行規則にて定めることとしてお  
ります。  
右上のページ番号3ページ目以降が条例案となっておりますが、施  
行規則にて定めることとしている事項については下線を引いてお  
ります。  
3、条例制定に合わせて実施する取組みでございます。(1)安全計画  
の策定は、条例第7条に関する取組です。児童の安全の確保を図るた

め、設備の安全点検、職員の研修及び訓練等、一時保護施設における安全に関する事項を盛り込んだ安全計画を策定し、これに基づき安全点検等を実施することとしております。

(2)業務継続のためのマニュアルの作成は、条例第15条に関する取組です。感染症や非常災害の発生時において、児童に対する支援を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期に業務再開を図るため、参集場所や児童相談所職員との応援体制等、具体的な内容を盛り込んだマニュアルを作成することとしております。

(3)通学の支援は、条例第30条に関する取組みです。児童の希望、児童が置かれている環境等の事情を考慮した上で、児童が在籍している学校において適切な教育が受けられるよう、送迎業務委託の導入等による通学の支援を実施することとしております。

(4)内部規程の整備は、条例第32条に関する取組みです。入所する児童の支援に関する事項、その他施設の管理についての重要事項のうち、必要な事項について内部の規定を整備することとしております。

4、条例案ですが、条例案は別紙のとおりでございます。

5、施行予定日は令和7年4月1日を予定しております。

6、今後のスケジュールは御覧のとおりです。

説明は以上でございます。

松原委員長

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について御報告をいただきました。

御意見や疑問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

委員

御説明ありがとうございました。

国の案にほぼ従って策定されているんだと思うんですけども、下線が引いてあるところが気になるわけです。職員配置や夜間の職員配置は、具体的には既に規則などで定められているのか、もし支障のない範囲でしたら教えていただけたらなと思ひまして、質問させていただきます。お願いします。

事務局

国の基準で定められている職員の配置ですけれども、夜間の職員配置については十分に基準を満たしている状況でございます。あと、日中の児童指導員とか栄養士、看護師、調理師、あと学習指導員等、必要な職員に関しても基準を満たしている状況です。

ただ、心理療法担当が入所児童の定員に対して、数値で言うと2.5人という配置基準なんですけれども、現在、1名及び児童相談所の児童心理士が兼務という状態で、こちらのほうに来ていただくような形を取っております。今後も、それを考慮に入れながら、兼務もしくは

配置といった形で進めていきたいと考えております。

以上です。

事務局

補足しますけれども、規則等で明確に決めているわけではなく、必要性を子どもの定員数から見て開設当初決めて、今、課長が申し上げたとおりの配置をしていて、それはおおむね国が今般出してきた基準に大体は合致しているというふうな状況です。

ただ、一部心理療法担当のところは少し不十分かなというところがあるのと、あと人員配置については、条例施行後の経過措置がございますので、それに応じて来年度以降、満たせるように配置を考えていくといったところで今準備をしているところでございます。

松原委員長  
委員

よろしいですか。

ありがとうございます。

松原委員長

通学については、いろいろ解決すべき課題があると思うんですね。移動の手段とか、もともといた原籍校の御理解というか、協力とか、その辺は何か今、4月1日に向けて工夫されていることはありますか。

事務局

現在、通学支援に関しましては、高校生で通学が必要なお子さんに関しては、定期的な通学を行っている状況です。初めに、福祉司が同行しながら、公的公共機関を使って安全に通学できることを確認して、自主通学という形を取っております。

小学生、中学生に関しましては、定期的な通学は現在行っておりません。ただ、行事である修学旅行であったり、定期テストであったり、運動会だったりということに関しては、単発的ではありますが、福祉司が通学に同行しながら通学をしている状況はあります。

あと、来年度に向けて小中学生のお子さんたちも、通学が必要とされるお子さんにとりましては、送迎の委託業者との契約を考えておりました。送迎車で運転手と添乗員を乗せた車で、子どもたちの通学を支援するという形で検討している状況です。

あと、在籍校との連携ですけれども、今年度より元公立の副校長、校長をされていた方を学習指導員とは別に学習指導専門員という形で配置しております。通常、今までは福祉司が学校とのやり取りをしていたんですけれども、学習指導専門員も一緒に同行することによって、在籍校との連携、学習面とかの理解と協力をお願いしている状況です。

ですので、来年度、在籍校との協力も通学支援には欠かせないものですから、学校側とも連携しながら安全に子どもたちが通学できるよ

う支援していくことを進めている状況です。以上です。

松原委員長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

委員

今現在の一時保護所のハード面の課題というのがとてもあると思っていて、ハード面の課題を考えたときに、第16条の「一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。」というのが適正に行われるのかどうかという懸念があるのですが、その辺の対処というか、どのように考えていらっしゃるのかというのを伺いたしたいと思います。

事務局

現在の建物は、以前複合施設であったものを改修して使用している状況でございます。基本的にこちらの基準でなされている運動場、居室等に関して、学習室の設置であったり、居室、トイレ、浴室等の配置に関しては、基準の対応はできているかと思うんですけども、第16条の(2)の「ユニットを整備するよう努めること。」ということに関しては、国では6名以内のユニットの単位でということですけども、現状としては、学童男子12名がワンフロアで生活しております。学童女子が8名、同じフロアで幼児が定員6名という形で生活している状況です。

学童男子ですけども、12名ということで基本的に居室は個室を用意しております。居室の平米数等に関してはクリアしているんですけども、定員超えとか、そういった形になった場合には、1つの個室を隣同士つなぎ合わせて3人部屋にしたりとかという対応をするに当たっては、ちょっと平米数が足りないかなという状況もあります。

基本的に12名の学童男子には、食事を取る場所、遊ぶスペース等に関しては、おおむね大きく2つに分かれておりまして、それぞれが6名程度そこで食べているということと、学童女子も8名の人数なんですけれども、幼児とフロアのスペースが分かれておりますので、そこら辺の部分はおおむね対応できているかとは思っております。

ただ、現在の施設も老朽化が進んでおります。今後、建て替えもしくは移転等が行われるに当たっては、この国の基準にできるだけ沿うような形で建設していくようには検討していく予定でございます。

以上です。

事務局

たびたびすみません、補足ですけども、委員がおっしゃる御心配はごもつともで、毎月見てくださっているの、できるのということころだと思っんですね。この条例につきましては、13ページに附則がございます、2項のところ、現に今ある一時保護施設については、この設備については規定は適用せずということで、以降の建て替えのと

ころからの適用ということです。

今、お伝えしたとおり、不十分なところもある中で、みんな工夫しながらやっているところですので、定員が26名で本当に足りているのか、措置部会で私も毎月、今いっぱいだとか、いろいろ先生方に御報告しているんですけども、そういった定員が適正かというところもございますので、移転なり建て替えなりについては、開設当初が新規の建物ではなく、改修で使っているというところもございますので、そこについては今後検討して、なるべく早く使い勝手がいい建物にできるように、積極的に検討してまいりたいとは考えております。

ただ、具体的なところは、開設5年でありますので、今申し上げられるようなスケジュール感というのははっきりしていないんですけども、検討の方向性としては考えているところでございます。

以上です。

松原委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、本件はここまでにいたしたいと思います。

次に、報告(3)被措置児童等虐待に係る報告について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

先ほどの措置部会の状況報告にもございましたが、今年度対応した被措置児童等虐待について御報告をいたします。資料4を御覧ください。

1、主旨でございます。令和6年7月に受理した区の社会的養護関係施設に入所している児童に関する通告への区の対応の御報告になります。

2、通告内容等でございます。(1)通告者は、当該施設の職員です。

(2)通告内容ですが、まず①のとおり、施設職員、以下資料では職員Aとしておりますが、職員Aが夜間に入所中の児童の体を触ったことが性的虐待の疑いとして通告をされました。また、②にありますように、①の事案を受けて施設が実施した他の職員へのヒアリング調査の中で、同施設に入所している他の児童に対しても、職員Aによる怒鳴るなどの不適切と思われる対応があったことが把握されており、これを心理的虐待の疑いとして受理しております。

3、被措置児童等虐待に対する区の対応でございます。区は、事実関係及び児童の心身の安全が確保されているかを確認するため、施設長等の関係職員、職員A、被害を受けた児童を含む入所児童全員への聞き取り調査等を実施いたしました。区は、調査結果等を踏まえ、両事案を被措置児童等虐待に該当すると判断し、措置部会に報告した上

で、施設に対して調査結果を通知するとともに、再発防止に係る対応を求めました。

施設に求めた改善内容は、資料にも記載がございますが、①権利擁護に関する研修を全職員に対して実施すること。

②不適切な事案が生じた場合の施設・法人内での対応についてルール化を図ること。

③既存制度の充実など、子どもが意見を表明しやすい環境づくりに取り組むこと。

④夜間見回りのルールを明文化すること。

裏面に移ります。⑤夜間見回りのルールを全職員に周知徹底すること。

⑥宿直と日勤の引き継ぎ内容やチェック体制を見直すこと。

⑦児童と職員の性別、職員間の偏りを踏まえた宿直体制の見直しを行うこと。

最後に、⑧で再発防止策を検討し、①から⑦の実施状況を区に報告することとしております。

4、今後の対応ですが、施設より10月25日付で再発防止策等の実施状況について報告書が提出されました。区としては、提出された報告書の内容を踏まえ、再発防止策等の実施状況を継続的に確認し、指導してまいります。また、区としても、意見表明等支援事業の導入等、子どもの権利擁護に係る環境整備について、より一層推進してまいります。

説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

この件についての御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

委員

では、私の意見として、被措置児童虐待で今後、施設に求める改善というところで、職員に対する研修とか、子どもが意見を述べやすいようにというのはありますが、私は、これに加えて施設と区の対応として、例えば子ども間暴力のような、これを施設が見過ごすというのがネグレクトに当たるんだということですよ。そういう子ども間暴力が虐待に発展するということを考えたときに、やっぱり今の職員配置でいいんだろうかということですよ。

あと、施設の地域分散化、小規模化で職員の配置、それから組合せが大分難しくなっているというところで、職員自身が虐待を働く場合もあるでしょうし、今お話ししたような子ども間暴力の場合もあるだ

ろうと。これを防ぐのは、そういう体制の問題、これをきちんと押さえないと、単に職員だけの問題というふうに矮小化することは、これは十分ではないのではないかと。

ですから、区としてどうするか、それから、法人としてどういうふうにやってもらうよう区として求めるか、この点もしっかり区としても認識した上で、今後の対応策を考える必要があるのではないかとということです。これは措置部会でも申し上げたとおりで、今日、改めて意見として述べさせていただきます。

松原委員長  
事務局

この点、事務局から何かありますか。

本当におっしゃるとおりかと思えます。職員個人の問題ではないとこちらも受け止めております。法人のほうも、職員が声を上げやすい環境をどうしていったらいいか、どういう仕組みをつくったらいいかということも、現在対応しているところでございますし、区としても、そこは確認を引き続きしていかないといけないと思っております。

また、法人の対策、お考えになっていらっしゃることもあると思うんですけれども、そこに先ほどお話に出ていました地域分散化といったことによって職員が分散されてしまったり、また、職員数が必要になって、若い職員、経験の浅い職員になるということもございますので、区としても、例えば研修ですとか、そういったところで区が実施した研修に参加していただく、これは昨年度1回実施はしておりますけれども、こちらをしっかりと区としても考えていくということ。

あと、職員の配置というか、人材確保といったところでは、東京都の補助とか制度とか、そういったものもありますので、そういったものもしっかり施設等とやり取りをしながら、サポートはしていきたいと考えております。

以上です。

松原委員長

ありがとうございます。

ほかに部会員の方、どうぞ。

委員

私、今、国の性暴力の防止の指針の委員会に出ているんですけれども、そんな中でやはり宿泊を伴うような施設の場合に、小規模な施設の場合には複数配置ということが非常に難しいという課題が出ております。

そんな中で一つどうかということで検討されているのが、例えば防犯カメラ的な仕組みを導入するというのも一つのアイデアとして、それがいいかどうか非常に議論のあるところなんですけど、出ているということは御報告させていただきたいと思えます。

防犯カメラは、やはり子どものプライバシーにも関わる問題なので、やたら録画を撮って、それを始終再生しているという状態が望ましくないことは確かなんですけれども、何か問題、トラブルがあった際に、権限のある人が閲覧をするという形での運用ルールなどを定めれば使えるのではないかと、また、それが抑止効果を持つのではないかとという意見もございます。

それから、私が今とても気になっていますのは、意見表明等の仕組みを取り入れるということはとても大切だと思うんですが、子どもからの訴えを、何かあるときは、子どもが本当に躊躇なく声を出せるようにしてあげることがとても大事だと思っています。その場合に、意見表明支援員のような方が来るような仕組みを考えることもできますし、また、もっと日常的に、あつと思ったときに子どもが声を出せるように、子どもの意見箱等を設置するみたいなことも考えられるのかなとは思っておりますが、その辺、何か検討されていることがありましたら伺いたいなと思いました。

以上です。

松原委員長  
事務局

事務局、いかがでしょうか。

意見表明等支援事業に関しましては、この後に報告をさせていただきますので、詳細はそこだと思いますけれども、入所時に区としてしていることとしましては、子どもの権利ノートをしっかりと説明して、相談の窓口の周知を徹底するというところ、そこに同封の相談のはがきなどがありますので、そういったことで世田谷区の子であれば世田谷区でありますし、ほかの自治体とか東京都であれば、そちらへはがきを出せるというようなことになっております。

あと、第三者委員という方が3か月に1回程度ですか、いらっしやあって、子どもたちに話を聞くというような仕組みもあるんですけれども、3か月に1回来た大人に子どもが話しやすいかというところもありますので、子どもが話しやすくなる工夫ですとか、そういったものは今後に対応していくというふうには聞いているところです。

あと、防犯カメラ、見守りカメラにつきましても、本当にお話のとおり、いろいろ議論のあるところかなとは思いますが、何が子どもを守ることにつながるか、あるいは職員を守ることになるかもしれないというところで、今後、どういうふうな形で導入できるかできないかというところは話合いになってはいきますけれども、そういったことも念頭に置きながら、法人と再発防止に向けて取り組んでいきたいと思っております。

松原委員長  
委員  
松原委員長  
委員

以上です。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

私は障害児施設も含めて障害者関連の施設での虐待はいろいろと関わらせていただいているんですけども、研修というのは、そんなに効果があるものではないというふうに感じています。大事なのは施設内の職員同士がいかに質の高い支援をするかということで、障害者虐待のマニュアルなんかも虐待防止というマイナスのゼロ発想ではなくて、いかに質の高い支援をしていくか、本当に笑顔が出るようなということで、にこりほっとみたいな言い方をしますけれども、そういう意味では、この案件の場合も、性虐待については通告があったわけですけども、心理的虐待については調査の中で出てきているということですね。

こういう後回しになる日頃の支援みたいなのをどう変えていくかというあたりのところがとても大事になってくると思うので、日頃のケース検討みたいなところの職員同士の情報共有とか、この間でも、この行為が虐待であるみたいな線を引かないというのが虐待の原則だみたいな言い方もあって、子どもの個別性ですとか、そのときの状況みたいなところで、簡単にこれが虐待という判断になるわけではない。そこら辺は本当に施設の中で職員同士が意見を交わすみたいなところが、私は虐待防止というところではとても大事になってくると思うので、毎年研修をやっていますというのは防止にはならないと私は自分の体験からは思っています。

以上です。

松原委員長

なかなか辛口な御意見だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、意見表明等支援事業の実施状況についてに移りたいと思います。事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

意見表明等支援事業の実施状況について御報告いたします。資料5を御覧ください。

前回の本委員会で事業者の決定を報告した意見表明等支援事業について、9月から一時保護所への定期訪問活動を開始しておりますので、実施状況を御報告するものです。

1、事業者名等ですが、こちらは前回御報告しましたとおり、一般社団法人子どもの声からはじめように委託をしております。

2、実施状況でございます。(1)定期訪問の頻度・曜日・時間ですが、9月から10月は2週間に1回、11月以降は毎週火曜日の午後に定期訪問を実施しております。

(2)活動体制ですが、1回の訪問で合計7名から10名のアドボケイトが訪問しております。7名の場合の内訳は記載のとおりです。アドボケイトの構成は、男性が3名、女性が9名となっております。年齢層は20代から50代で、保育、子育て支援、民間企業、学校職員、社会的養護経験者など、多様なバックグラウンドを有するメンバーで構成されています。

(3)活動内容（定期訪問時の流れ）です。まず、①として一時保護所職員から事業者に子どもの下の名前、学年、配慮事項を引き継いでおります。

②ですが、引き継ぎを受けた上で、アドボケイト活動として各フロアで子どもと交流し、希望する子どもがいれば個別面談を実施しております。子どもから意見表明の希望があった場合は、伝えたい内容や伝えたい相手などを所定の様式に記入し、伝達ミスがないようにしております。

③ですが、②の活動後、事業者内での振り返り、記録の作成、整理をし、④ですが、事業者から一時保護所職員への報告、意見用紙等の引き渡しを行い、定期訪問終了となっております。

裏面に移ります。(4)子どもへの周知等ですが、入所時に渡す一時保護所のしおりへの掲載、各フロアでのアドボケイトの顔写真が入ったポスター掲示により周知しているほか、アドボケイトからの個別の事業説明等を実施し、理解促進を図っております。また、各フロアに既存の意見箱とは別に、アドボケイト用のポストを設置しており、次回活動日の個別面談の予約をすることができるようになっております。

続きまして、3、意見表明等の状況及び対応状況についてです。(1)意見表明等の状況ですが、9月から11月末まで合計9回の定期訪問があり、右の2列にございますとおり、個別面談を実施した件数は合計で34件、意見表明に至った件数は合計で13件となっております。

(2)表明された意見への対応状況ですが、意見表明された内容は、事業委託の担当課である児童相談支援課を通して児童相談所、一時保護所に伝達し、意見を受け取った職員は対応を検討し、子どもにフィードバックをしております。また、月に1回、事業者、児童相談所、一時保護所、児童相談支援課が参加する定例協議会を開催し、表明された意見への対応状況等を確認、共有しております。

参考として、対応例を2つ記載しております。1つ目の例は、いつ家に帰れるか知りたいという意見です。それまでも担当児童福祉司が説明をしていたことではありますが、改めて児童相談所の対応状況や安全がどう確保されているかが確認できないと、また同じことが繰り返されてしまう。そのために安全が確保されないと保護解除はできないと伝えるという対応をしております。

2つ目の例は、テレビで野球を見られるようにしてほしいというものです。これについては、一時保護所職員から番組録画ができること、職員が結果を調べて伝えることもできるという説明をしております。

最後に4、今後のスケジュールですが、令和6年度中に区内児童養護施設、里親等へのモデル事業実施を予定しております。

説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

これについての御意見、御質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

今後、里親へのモデル実施を行っていくということが今報告をされましたけれども、里子に関しては、一時保護所とか施設とかと違って、やっぱり周知するのがすごく難しい状況があると思うので、いろいろな場面を使って、意義を周知していただくよう、特にフォスタリング機関などを活用しながら周知していただくようにしていただきたいと思っております。

あとは日常的に里親支援専門相談員さんだとか、それからフォスタリング機関のメンバーだとかいろいろ子どもの話等を聞いておりますので、その中での話も、やっぱり子どものアドボケイトということで活用していただけるとありがたいと思っております。

以上です。

松原委員長

どうぞ。

委員

すみません、先ほどの委員と同じ内容なんですけれども、少しお伺いしたいんですが、児童養護施設と里親等へのモデル事業の実施ということで、どのような内容がモデル事業になるのか教えていただきたいと思っております。他県や他児相で里親家庭のモデル事業を何個かやられているそうなんですけれども、里親さんのお宅にお伺いして意見表明等支援事業を行うのがなかなか難しいという意見も聞いておまして、世田谷区としてどのような形で行っていくのか、お聞きできればと思っております。

松原委員長

では、2つの御質問、御指摘がありましたので、事務局からお願い

します。

事務局

ありがとうございます。正直なところ、まだ9月から開始というところになりますので、まずは一時保護所の中で実施をして、課題などもしっかりと確認をしながら、今後の児童養護施設とか里親等の実施に向けていきたいと考えているところです。能登委員、山本委員がおっしゃられるように、里子への周知というのは非常に難しいですし、施設とか一時保護所で行うのとはまた違うというところで、私たちも今後、具体的にどういうふうに進めていこうかというのをまさにこれから検討するところになっております。他の自治体の取組なども伺いながら、あと事業者ともしっかりと検討を重ねながら、実施に向けてまいりたいと思います。

以上です。

松原委員長  
委員

よろしいですか。

東京都の江東児相で今、モデルケースをやっているんですけども、そこで話を聞いた限りでは、里親同士があったことを話し合わないよととかということで、実態はモデルといいながら、なかなか江東児相の里親の中でも、共有できない状況があるというような話を聞いています。やはりモデルケースだと、いろんな話を聞いた上で、それが次に生かせるような中身であってほしいと思いますので、やっぱり里親同士で共有して、意見が述べられるような仕組みを考えていただけたらと思います。東京都には、そのことを述べたいと思っております。

松原委員長  
委員  
松原委員長  
委員

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

お願いいたします。

御報告いただき、ありがとうございました。こういう形で子どもの意見表明支援の取組が進んでいくのは大変よいことだと思うのですが、今いろいろな子どもの権利擁護の仕組みが、「せたホッと」だったり、先ほど措置部会から説明のあった意見表明調査員ですか、私でさえ名称がごちゃごちゃになるほど、ポストも複数個あるというようなことで、いろんなツールがあることについてはよいことだという評価をしつつも、子どもに対してはどのようなふうに説明されているのかなと関心を持ったものですから、教えていただければと思います。

松原委員長  
事務局

いかがですか。

現在、委員のおっしゃるとおり、いろいろと子どもの意見を聞き取る状況の方法は、おっしゃるようになくさんあります。意見箱に関し

ても、通常の今まであった「せたホッと」であったりとか、そういったことに関する意見箱のほかに、今回、意見表明等支援事業に渡す用紙のボックスも2つ置いてあります。

意見表明等支援員と、特にこちらでは第三者委員の方が月に1回来ていただいております。同じように子どもたちに意見がある場合は、それぞれお話をさせていただくという形でお話をしている状況です。今回、意見表明等支援で来られる方についての説明は、まずは9月の初日に入所のお子さんたちを全員集めて、アドボケーターの方たちから動画を使ったアドボケイトとはどういうものだよということの説明をさせていただいております。以降、毎週火曜日に来ていただいているときも、新しく入所した児童に対しては、個別にそういったアドボケイトのお話をさせていただいております。

あと、ほかの意見の取組方につきましては、入所時のしおりで説明していること、あと毎週子ども会議を行っておりますので、毎週ではないんですけども、定期的にいろいろとそういった子どもの意見が表明できる方法を職員から説明させていただいております。子どもたちが明確にそれをきちっと理解しているかどうかまでは分からないんですけども、そういった形で子どもたちには説明する努力をしている状況です。

以上です。

松原委員長

なかなか子どもたちにとっても複雑というか、一時保護所ですと期間が短いと知らない間に、もう退所してしまっただけなんてもあり得ますよね。我々もそうなんですけれども、日々考え方が異なっていくので、多数の機会があるということ自体はいいことだと思うんです。ただ、それを全部子どもが活用できるかどうかというのはまた違う課題だと思います。

いかがですか。

委員

はい、御指摘のとおりだと思います。また引き続き、ぜひ共有、今、試験運用だと思いますので、共有いただければと思います。ありがとうございます。

松原委員長

ほかの委員の方、いかがですか。委員 裏面の表明された意見の対応状況として、表明された内容は、児童相談支援課を通してとありますが、私の頭の中にある意見表明等支援員は、やっぱり第三者性が大事だという議論があったと思います。その第三者性というのをネットで調べたら、公平性や客観性を保ちながら、利害関係のない立場で判断や運営が求められるみたいな定義があるんですけども、その声

を扱いました。児童相談支援課と児童相談所との利害関係が果たしてあるようにも思えるんですが、その扱い方とか第三者性の担保をどのようにしているか、お伺いできますか。難しいと思うんですが。

松原委員長  
事務局

事務局、どうぞ。

難しい……。でも、児童相談支援課でも、子どもの権利擁護を担当する係がおりますので、そこはしっかりと立ち位置というものを考えながら、こういった子どもからの意見表明があったときには、そこを念頭に置きながら児童相談所、一時保護所に伝えていくというところにはなっております。

委員

感度の高いお子さんになると、児童相談支援課と見ただけで、要は児童相談所と支援課はぐるなのではないかと思うお子さんもいると思うので、そういった部分に関して御説明の段階で、権利擁護を扱う人が皆さんの意見を聞いているよとか、受け取っているよというのは説明されると、よりよいのではないかなと思います。

事務局

ありがとうございます。

松原委員長  
委員

どうぞ。

9月から運用が始まって、この裏を見ると、かなりの件数で、丁寧な対応をされているなと思いました。当初、この制度をつくるに当たって関わった者としては、とてもいい、とてもというのはまだこれからかもしれませんが、いい状況でスタートできたのではないかと思います。

細かいところを言いますと、訪問が火曜日の13時から17時というので、これで大丈夫かなと。年齢の高い子で学校から帰ってくるのが遅くなったりということになってくると、週1回、この時間というだけで、全て拾い切れるのかなと。例えば、ある児相では土曜日の午後というふうにしているところもあるようですので、例えば曜日を変えるなり、複数設けるなりという提案は今、子どもの声からはじめようの皆さんからは出ていないですか。

事務局

実際に事業が入る前に、事業者の方たちと入る曜日等の突き合わせをしました。他区では実際に土曜日に入っていっちゃるところもあるということなんですけれども、職員が、管理職、係長等がいる平日の中で実際に様子を見ながら、まずはその時間帯で始めましょうということと、曜日に関しては実際にこちらの子どもの声からはじめようの方たちは、ほかの区もお持ちになられていて、どうしてもこの曜日でないと入れないという状況の突き合わせもありましたので、そういったところでこちらの週の日課と、あちら側の訪問できる日程を突き

合わせた状況で、まずは火曜日の1時から5時までということで始めていくことになっております。

それで実際にやってみて、先ほど委員から御指摘があったように、来年度は通学支援にも力を入れていく形になってきますので、曜日の変更であったりというのは、また改めて、毎月定例的に話し合いを設けておりますので、それで検討していければと思っております。以上です。

委員

ありがとうございました。

松原委員長

ほかにいかがでしょうか。

委員

この意見表明等支援というのは、事業としては外部の人が入ってくるということですよ。外部の人の役割みたいなものも大事だと思います。それから、苦情解決の第三者委員なんかもいらっちゃって、多様な立場の方が入ってくるというのはとても大事なことだと思うんですけども、先ほど能登委員もおっしゃったかなと思うんですけども、日頃関わっている人が里親なんかにしても、子どもの声を受け止めるみたいな受容性みたいなところは、この事業の中には入っていないのかなみたいなところが、すみません、私、子どものことがよく分かっていなくて聞くんですけど。

というのは、大人のほうだと障害者の権利条約を批准してから意思決定支援というようなことがもう10年ぐらい、障害だけではなくて認知症とか、身寄りがない高齢者なんかは、国はガイドラインを5つつくっているわけですけども、でも、それは日頃接している人たちがなかなか言えない思いをどうやって——言えないというか、意思決定支援というのは意思を形成する支援と表明する支援と実現する支援と3段階あるみたいな整理が今定着しているかなと思うんですけども、障害児の施設なんかもそうなんですけれども、子どもって自分が何を目標しているかとか、どういう希望を持っているかみたいな意思形成みたいなところから、特に長く施設で生活されたりしていると、できなくなっちゃうみたいながあるので、意見表明という言葉に出すところだけではなくて、どういう生き方をしたいかと言ったらちょっと大げさなんですけれども、自分なりの考えみたいなものをどういうふうに整理していくかというところで、結構障害児の施設なんかでも、障害分野では自分の意思をどう形成して表明して実現する支援を、いろんな人たちがやっていくかみたいなところが大事にされていて、10年やった結果、全部がそうだとは言わないんですけども、世田谷の障害者施設なんかも、支援者の姿勢が全然変わったなと思う

んです。こうあるべきだという上から目線ではなくて、本当に子どもの思いとか、障害がある人の思いを受け止めて、それをどうという流れになってきているので、この意見表明等支援事業という外部の人が入ることというのはすごく大事だと思うんですけども、でも、そういうことをやることを一つのきっかけにして、やっぱり支援者自身が子どもの思いをどう受け止めるかみたいな、施設の職員の在り方とか、それはもう家族なんかも含めて変わるかなという流れが、意思決定支援というような実践の中ではできてきているかなと思ったりするんですけども、だから、そういうことというのは、意見表明等支援事業とかの検討の中では、考えられなかったのかどうかみたいなのを教えてください。長くなってしまいましたが。

事務局

大事な御指摘で、今回の児童福祉法の改正の中で意見聴取等措置というのも同時に入っていて、これはもう児童福祉司たちが基本的に子どもの意見とか、どうしていきたいかということを知ること、今までももちろんやっているんですけども、それが法律の中にしっかり明記されたというところがあるので、今までやっている児童福祉司が子どもと一緒に今後のことを考えていく。あるいは意見形成支援ですと、もしかしたら児童心理司がやっているような気持ちを聞きながら、例えば言語化できない子がどういうふうに自分の気持ちを言っていくかであったりの工夫と一緒に考えると、そのあたりがもしかしたら私たちの立場の制度的アドボカシーという中に入っている我々の役目として、さらに力を入れてやりなさいというふうに今回この法律の改正の中でもありますので、そこについても今年度4月から、今までもやっているんですけども、より意識できるように子どもにちゃんと説明をしたかみたいところで、チェックシートみたいなものを作ったり、子どもと一緒に確認するような作業も始めています。

加えて、先ほど定例会の話がありましたけれども、やはり第三者の方が入っていただいて、ニックネームと一緒に写真が貼ってありますので、子どもたちはなじみやすいみたいで、結構本当に気軽にいろいろな意見を言ってくれているなというのが私も毎週、活動があると、こんな意見がありましたという報告、ない週ももちろんあるんですけども、それを児相、支援課を通して聞いて、我々の職員が説明していることをまた、やっぱり納得がいかないのか、言ってくれるような話もあるので、そうすると、私たちの説明が不十分だったかなとか、一見納得したように見えたけれども、でも、やっぱり引っかかっている

んだなとかというふうに職員も思いますので、そういう今回の意見表明支援事業の第三者の方が入ったところからまたフィードバックしていただいて、私たちの質を上げていくような流れで今後やっていくといいのかなと思っているところです。

以上です。

委員 ありがとうございます。ぜひそういう流れを推し進めていただきたいなみたいに改めて思いました。ありがとうございました。

松原委員長 どうぞ。

委員 意見表明に関してのいろんな取組というのは、非常に慎重に組織的に練られてきて大変ありがたいことだと思っておりますが、ここら辺の流れを知っている私どもでも、木田委員が御指摘のとおり、いろいろなものが重なって、どういうふうになってしまっているのだろうとかというあたりのところでは、ちょっと戸惑いがあったりとか、今、石渡委員が御指摘の制度として確立されてはきているけれども、そこの内的な整合性というか、内実がきちっとできているだろうかというあたりのところでは、やはりまだ検討が必要だということがあるかと思えます。

そのことが今度は里親等のモデル事業ということになると、里親さんは、御存じのとおり、お一人お一人が善意に基づいて一生懸命になって努力しておられる。そういうふうにしてやっているけれども、組織的な大きな力が、公的に自分がやっていることを検証しようとして疑われているというようなことを考えてしまわれるような向きもあるかと思うんですね。

そうすると、さきほどご指摘があったようなことがやはり出てきてしまうので、口裏を合わせて表向きなことでは済まそうよというようなことになってしまうと、意見表明権をどういうふうに保障していくのかという流れとは違った表面的なことになってしまうので、ここ、特に里親さんたちに対してのモデル事業に関しては、かなりの慎重な配慮をしないと、せっかく善意でやっているのに、お上のほうで誤解してみたいな、ちょっと言葉に語弊があつては申し訳ないんですけども、そんな感じで誤解されてしまうと、せっかくやろうとしているモデル事業というのもあまり意味がなくなるかなと思いますので、最前、事務局から御説明があったように、これから検討されるときに、しっかりそこら辺の里親さんたちのお気持ちも考えながら、その周辺におられる方からの事情聴取みたいなこともきちっとやりながらということ、お薦めいただけると大変ありがたいなと思ましたの

で、一言申し上げました。

松原委員長      ありがとうございました。

                  ほかにかがでしょうか。

委員             ありがとうございます。そう言っていただけると非常にありがたいのですが、やっぱり私たちは社会的養護のお子さんを預かっているのです、一生懸命里親がやっているからというだけではない中身、社会的にきちんとやるということも、里親としてきちんとしなくてはならない中身だと思っていますので、その辺のところも含めて、モデルケース等を実施するときには、きちんと説明をしていただけるとありがたいかなと思います。

                  子どもも、どの人に自分の意見が言えるのかというのは、その子によって違うと思うので、窓口がいっぱいあったほうがより望ましいというふうにも思いますので、自分の意見は里親に言っているからときちんと言える子はそれでいいし、フォスターリングに言っているからと言えば、それもそれでいいし、児相に言っているからと言えば、それはそれでいいし、子どもたちが自分の意見をきちんと公に言っているんだということが、本人自身が自覚できるような中身をどうつくっていくのかというのが、これから里親にとっても、それからやっていただく行政にとっても必要なことなんだろうなと思います。ありがとうございました。

松原委員長      それでは、このくらいにさせていただいて、次の報告に移りたいと思います。

                  報告(5)令和5年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告(速報版)について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局            令和5年度世田谷区児童相談所の運営状況についてでございます。

                  1の主旨でございます。本日は、今申し上げましたとおり、運営状況について取りまとめをしたので、御報告をするものです。

                  2、児童相談所の運営状況等についてです。例年、確定版として御報告をしておりましたが、今年度につきましては国への報告期限が11月下旬に後ろ倒しになったことから速報版としております。国への報告数値が確定後に、確定版をホームページで公開することとしております。

                  児童相談所の運営状況等でございます。別紙令和5年度世田谷区児童相談所運営状況(事業概要)等報告について、本日は、かがみ文の点線で囲んでおります主な報告事項の抜粋に補足を交えて御報告いたしますので、後ほど報告書については御覧いただければと思いま

す。

まず、13ページになります。13ページには、相談の受理状況等を記載しております。令和5年度の児童相談所における相談件数は2,425件で、令和4年度から69件増加いたしました。相談経路としては、警察等からの相談が996件と最も多く、次いで家族・親族、近隣・知人となっております。また、例年と傾向は同じく、児童虐待相談の種類は、心理的虐待が最も多く、7割弱を占めております。これは面前DV等の警察や近隣からの通告が多いため、それに比例して心理的虐待の件数が多くなっている状況でございます。

次に、18ページ、3、児童虐待相談の対応状況等です。令和5年度の児童虐待相談対応件数は、児童相談所が1,648件、子ども家庭支援センターが1,617件で、合計で3,265件となっております。この対応件数とは、受理された通告に基づきまして、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行って、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数となっております。

次に、34ページ、区の一時保護の状況です。令和5年度の一時保護の人数は154人となっております。令和4年度と同程度となっております。そのうち、131人が区の一時的保護所で保護を行っております。その他の23人は、区外の乳児院や里親さんなどで保護を行っております。なお、この区の児童の一時保護の理由は虐待が最も多く94人となっております。

続いて36ページです。5、社会的養護の状況です。社会的養護とは、親の死亡や虐待、児童の心身状況から家庭での養育が困難になったなど、家庭での養育ではなく、施設や里親により養育を行うことで、令和6年3月31日現在、施設や里親等へ入所措置、養育委託をされている区の児童は121人となっております。

38ページからは、里親支援業務の取組状況を記載しております。区では、令和5年度より里親制度の普及啓発、リクルートから里親養育、自立支援までのフォスタリング業務を東京育成園に包括的に委託をしており、その実績を記載しております。

続いて42ページ、養育家庭の登録数及び委託児童数です。区内の養育家庭の登録数は66家庭、区の委託児童数は17人となっております。

続いて44ページには、里親等委託率について記載をしております。令和6年3月31日現在、26人の児童が里親家庭、ファミリーホームに委託をされており、区における里親等委託率は29.2%となっております。令和4年度末には26.2%でしたので、3%の増加となっております。

す。

続いて、55ページになります。55ページには、令和5年度の一時保護所の第三者評価の受審結果を記載しております。

かがみ文にお戻りいただきまして、最後に3、今後のスケジュールについてですが、冒頭で御案内しましたとおり、12月中には確定版を公開させていただく予定にしておりますので、年明けには御確認をいただけたらと思っております。

御報告は以上になります。

松原委員長

ありがとうございました。

ただいまの御説明についての御質問、御意見を伺いたいと思いません。いかがでしょうか。

委員

質問してもよろしいでしょうか。

松原委員長

お願いします。

委員

ありがとうございます。いろいろ多岐にわたって記載されていますが、体感的な感覚を教えていただきたいのが、児相と子家センのケースの状況を書いていただいているんですけども、今、ワーカーさんで動いていらっしゃる方の1人当たりの担当件数はいかがでしょう。複数担当などもあると思いますが、大体何件くらいというのを、体感でいいので教えていただいてもよろしいでしょうか。今現在、どのぐらいの御負担があるのかなと思って、御質問でございます。

松原委員長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

児童相談所は1人30件前後でやっております。子ども家庭支援センターがどれぐらいかは分かりませんが、面前DVの通告等が多い状況がありますので、件数的には少し子ども家庭支援センターの方が多いのかなと思っております。一方、ケースを継続して見守る期間が児童相談所のほうが長く、例えば面前DV等ですと、訪問をして、面前DVの子どもに与える影響を御説明して、そこで十分御理解いただいた場合には、閉止となりますので、期間的には児童相談所のほうが長くなるのかと思っております。

以上です。

松原委員長

いかがですか。

委員

世田谷区の場合だと、子家センが児相がのり代で連携しながらも、ニーズに敏感に対応していかれるというのは、結構この仕組みの中でポイントかなとは思っています。ニーズに応じていくためにはカスタマイズした対応の確保が重要になってくると思うので、気になって見ていたところでもございました。ありがとうございます。

松原委員長           ほかにいかがでしょうか。

                          子どもからの相談件数が減少傾向にあると思うんですが、何か理由が思い当たりますか。

事務局               やはり子ども家庭支援センターですとか地域での支援が充実してきているというところもありますし、学校、保育園、児童館ですとか、子どもにとって身近な地域の支援機関が十分に機能してきているというところも、子どもからの相談が減少する一因にはなるのではないかと考えております。

松原委員長           ありがとうございます。どうぞ。

松本部長             参考までにですけれども、例えば世田谷区で言うと「せたホッと」がありますので、そこは子どもから直接の相談が非常に多くて、全体の相談件数の中の6割ぐらいが子どもから直接といった状況でございます。参考までに。

松原委員長           ありがとうございます。

事務局               今の補足で、数字が、もともと子どもからの相談が2桁前半ぐらいで、そんなに多くはないんですけれども、最近目立つのが、学校がコロナでタブレットを子どもたちに配っていて、そこにSOSを出せるようなものも仕組みとしてあったりするので、そこに書き込んで、先生がそれを見て、結果うちの経路としては学校からというふうになってくるパターンが、とはいえ学校からが物すごく増えているというわけでもないんですけれども、増加傾向にはあるということで、減っているというよりは、そちらに経路、流れが行っているのかなど。子ども本人が帰りたくないというふうに学校に訴えて、学校のほうに私どもが出動するというのは、最近は多くなっているような気が、これは体感なので、数字で明確に出ていませんけれども、以上です。

松原委員長           ありがとうございます。よろしいですかね。

                          それでは、報告(6)こども誰でも通園制度について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局               資料7に沿って御説明をさせていただきます。

                          資料の1、国の動向についてです。令和5年6月に閣議決定したこども未来戦略にて、新たな通園給付としてこども誰でも通園制度を創設することが示されました。その後、法案が国会に提出され、令和6年6月に法律が成立しております。現在、国の検討会にて制度の具体的な内容を検討しているところです。

                          2の制度の概要です。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園給付制度になります。利用者は0

歳、6か月以上が想定されておりますが、3歳未満で保育所等に通っていない子どもです。利用者が利用できる時間は月10時間以上であって、内閣府令で定める時間となっております。令和8年度から給付制度として法律上位置づけられ、全自治体での実施が必須になります。

3の制度の主な仕組みにつきましては、現時点で判明している内容をまとめてございます。

(1)給付を受けるためには、保護者の区市町村への申請による認定手続が必要になります。

(2)事業所は、区市町村により児童福祉法上の認可と子ども・子育て支援法上の確認を行う必要があります。

(3)設備及び運営の基準を条例で定める必要があります。

(4)区市町村に事業所に対する指導監督、勧告等の権限が与えられます。

(5)実施事業所からの請求に対しては、区市町村は審査の上、支払い業務を行う必要があります。こちらの給付の額につきましては国が定めることとなっております。

(6)のこども誰でも通園制度に関する国のシステムの利用ですが、制度の円滑な利用のため、こども家庭庁が全国の自治体で利用できるこども誰でも通園制度（総合支援システム）（仮称）を構築する予定です。この国のシステムを利用することによって、利用者は全国の実施事業所の利用が可能となります。詳細は未定ですが、区のシステムとの連携が想定されてございます。

(7)の子ども・子育て支援事業計画への掲載ですが、こども誰でも通園制度の必要利用定員数、需要量見込み、提供体制の確保内容及びその実施時期を掲載する必要があります。

(8)の財源は記載のとおりです。

4の世田谷区の実施時期につきましては、待機児童を優先するため、令和8年度からの実施を予定しております。

3ページの児童福祉法上の「認可」についてです。

(1)の改正後の児童福祉法の規定について、第6条の3、23項にて乳児等通園支援事業、こちらはこども誰でも通園制度の法律上の名称になりますが、こちらの事業の内容が規定されております。

続きまして、第34条の15は、家庭的保育事業等の条文に乳児等通園支援事業が追加される改正内容となっており、この条文では児童福祉法上の認可手続が規定されています。また、第4項では、ほかの保育施設の認可と同様に、認可をしようとするときは、あらかじめ市町村

児童福祉審議会を設置している場合にあっては、その意見を聞かなければならないと規定されております。

この法律改正を踏まえまして、(2)世田谷区の対応につきましては、現在、世田谷区における保育施設の認可に関して、児童福祉審議会保育部会に諮問を行っているため、こちらのこども誰でも通園制度の認可についても、同様の対応を想定してございます。

なお、令和8年度の事業開始に向けて、7年度から多くの施設からの認可申請が見込まれることから、通常の認可の手続とは異なる方法の検討も必要と考えております。

こちらの制度につきましては、国で検討中の内容も多く、本日御説明した内容も今後変更になる可能性があります。区としましては、先ほど御説明しましたが、保育部会に認可手続の際の意見聴取をお願いしたいと考えておりますので、その際には本児童福祉審議会においても、部会報告として諮問事項を御報告することになると認識してございます。そのため、本日は簡単ではございますが、制度の御説明をさせていただきます。

説明は以上になります。

松原委員長

ありがとうございます。なかなかこれからという制度ですね。

御質問、御意見はいかがでしょうか。

今後の推移を見守っていきたいと、言えたとしても、それしかコメントできないんですけども、ありがとうございました。

予定をされました議事、報告は、これで終わりましたので、進行を事務局にお戻ししてよろしいですか。

それでは、事務局、お願いいたします。

嶋津課長

松原委員長、進行ありがとうございます。また、委員の皆様、本日は貴重な御意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務局から2点ほど事務連絡をさせていただきます。

1点目ですけれども、本会議の議事録でございます。調い次第、皆様にメールにてお送りさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の御発言の部分を御確認いただき、お気づきの点などがございましたら、事務局まで御連絡をいただきたいと思います。その後、区のホームページで本日の資料とともに議事録を公開させていただきます。

続きまして、2点目でございます。御退出の際は、正面玄関が時間外ですので閉まってしまっていますので、時間外通用口、エレベータ

一で1階まで降りていただき、左側に進んだところに時間外通用口がございますので、そちらからの御退出をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第3回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。本日は皆様、ありがとうございました。